

## 検討会の目的

山梨県内で急速に導入が進んだ太陽光発電施設がFIT調達期間終了後においても、再エネ電源として確保され、施設の廃止に至るまで県民の安全で安心な生活に影響を与えないよう、調達期間終了後の長期電源化及び使用済太陽光パネルの適正処理等について検討する。

## 基本的な考え方

既存施設の長期電源化と使用済パネルのリユース・リサイクルは、相互に依存し両立する関係にあり、両方が実現することで、カーボンニュートラルとともに太陽光パネルの急激な廃棄のピーク、最終処分量の抑制が図られる。

## 対応・取組

## 事業実施段階

## 【対応】

- 長期電源化
  - ・ 既存施設の長期電源化に向けた環境整備
  - ・ 地域資源を活用した長期電源化の取り組みの推進
- 地域共生・地域貢献
  - ・ 既存の太陽光発電施設が地域と共生する手法の確立
  - ・ 地域特性を踏まえた地域に役立つ再エネの普及啓発

各実施主体がそれぞれの取組を検討・推進

## 【主な取組例】

- ・ 小規模施設の集約化を行う事業の支援
- ・ P2GシステムやオフサイトPPAを利用した地域への電源供給など、卒FIT後の施設活用の具体的な提案
- ・ 事業者に向けた地域とのコミュニケーション方法の提案
- ・ 優良施設や地域貢献メニューの事例収集・整理・紹介、事業者への提供・周知

## 事業廃止段階

## 【対応】

- ・ リユースの市場動向を見極め、リユース品の積極的な活用に向けた誘導策の実施
- ・ リサイクルの推進に向けた取組の実施

## 【主な取組例】

- ・ 国の検討状況を注視する中で、リユース市場の活性化に向けた方策の検討
- ・ 事業者団体等と連携した周知活動、事業者への実態調査、事業参入の打診

## 1 長期電源化の推進

### (1) 事業の継続

<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 太陽光パネルの長寿命化のためには、定期的なメンテナンスが求められる</li><li>・ 小規模な発電施設は非専門の事業者が所有している場合が多く、これを適正な運用・保守点検ができる事業者が集約し一元管理することが長期電源化に有効</li><li>・ 卒 FIT 後も設備としては発電の継続が可能だが、発電事業を継続するためのインセンティブが必要</li><li>・ 借地における事業は、FIT 期間を一つの区切りとして賃貸借契約を結んでいる場合が多く、事業継続は土地所有者の意向次第</li><li>・ 卒 FIT 後の事業継続を見据え、事業開始当初から適切なコミュニケーションをとり、地域住民等の信頼・信用を得ておくことが肝要</li><li>・ 長期電源化及び小規模発電施設の集約化にあたっては、電力会社等が保有する情報の活用がキーポイントとなるが、この情報の開示の可否と情報の共有先の検討が必要</li></ul>	<p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存施設の長期電源化に向けた環境整備</li><li>・ 地域資源を活用した長期電源化の取り組みの推進</li></ul> <p><b>【取組】</b> ※ &lt; &gt; は本検討会で役割として考える場合の実施主体</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 条例の維持管理計画の現地確認や、メンテナンス手法（パネル定期清掃等）の普及啓発などによる維持管理の徹底に向けた支援 &lt; 県・市町村 &gt;</li><li>② 小規模施設の集約化を行う事業の支援、太陽光パネルの異常や劣化を監視できるシステムの導入など I C T による施設のスマート管理・DX 施策の情報収集・提供 &lt; 県 &gt;</li><li>③ 卒 F I T 電源から P2G システムを利用した地域への再エネ供給の導入、オフサイト PPA を利用した地域への電源供給など、卒 FIT 後の施設活用の具体的な提案 &lt; 県 &gt; 環境価値の付与・マッチングなど新たなインセンティブの付与や国への提案に向けた検討 &lt; 国・県 &gt;</li><li>④ 大切な再エネ電源という認識を高め、発電事業の長期継続が許容されるための普及・啓発、広報 &lt; 国・県・市町村 &gt;</li><li>⑤ 必要な情報について、それを求めるステークホルダーによる共有データの活用方法の検討を国に要望 &lt; 国・県 &gt;</li></ol>
---	--

## (2) 地域との共生

### 【課題】

- ・ 国では、新規設置や事業譲渡の際に住民説明を求める予定だが、小規模や既存の施設は対象となっていない
- ・ 既存施設は卒 FIT でリセットされるので、その後の事業継続、施設活用については、地域住民への説明が必要
- ・ 事業開始段階からしっかりと地域住民とコミュニケーションを図っていくことが重要
- ・ 電力供給という一方通行では、コミュニケーションは成り立たない。双方向とする取り組みが重要
- ・ 長年にわたり地域とのトラブルがなく稼働してきた既存施設は、地域に役立つ施設となるインセンティブが働かない
- ・ 発電所ごとに、地域環境等異なるので、その地域に適した発電所として、地域共生、地域貢献を検討する必要がある
- ・ 地元・近隣住民に発電した電気を供給できる仕組みを構築し、災害時等に活用すべき
- ・ 地域と共生した再生可能エネルギーの要素としては、地域への貢献・裨益といった側面について検討することも重要
- ・ 地域に信頼されるためには、維持管理がしっかりとなされることが必要
- ・ 事業者とコミュニケーションをとるためには、国が公表している事業者データでは個人情報制限されているなど不十分

### 【対応】

- ・ 既存の太陽光発電施設が地域と共生（コミュニケーション）する手法の確立
- ・ 本県の地域特性を踏まえた地域に役立つ再エネの普及啓発

### 【取組】

※ < > は本検討会で役割として考える場合の実施主体

- ① 事業者に向けた地域とのコミュニケーション方法の提案 < 県・市町村 >
  - ・ 地域に親しみを持ってもらうための定期的な稼働状況・維持管理状況に関する住民説明や施設見学の実施など取組事例の事業者への周知
  - ・ 卒 FIT 後も事業継続する場合、地元への理解を得るための住民説明の実施要望
  - ・ 放置・不法投棄といった地域の不安を払拭するための「事業廃止届」における太陽光パネル等の処分方法の明示の検討
- ② 顕彰制度の創設など、既存施設が地域貢献を行うことへのインセンティブの検討 < 県 >  
優良施設や地域貢献メニューの事例収集・整理・紹介、事業者への提供・普及啓発 < 国・県・市町村 >
- ③ 除草作業、点検作業等における地域労力の活用を啓発 < 県 >  
非常時の電源として地域が活用する場合の手順の整備 < 市町村 >  
地域に役立つ電源であることの広報・普及啓発 < 県・市町村 >
- ④ 必要な情報について、それを求めるステークホルダーによる共有データの活用方法の検討を国に要望 < 国・県 >（再掲）

## 2 リユース・リサイクルの推進

<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ リユース品の認知度が低く、活用が進んでいない</li><li>・ リユース市場は、品質や価格、需要と供給のバランスに左右されるため、県内で市場が構築されるか不透明</li><li>・ リユース品は、回収や高性能の機器による品質検査によりコストがかかるため、長期的には新品パネルのほうがコストパフォーマンスが良い</li><li>・ リユース品には環境価値が認められない可能性</li><li>・ リユース品について、品質の保証が担保されていない</li><li>・ 廃棄物処理業者が行うリユース品の取り扱い（有価収集）について、廃棄物処理法上の運用が自治体により異なる</li><li>・ リサイクルの促進に関する仕組みが構築されていない</li><li>・ リサイクルに関する認知度が不足している</li><li>・ リサイクルの推進のためにはパネルの含有物質の情報提供が必要</li><li>・ リサイクルにより分別した素材の利用促進が図られていない</li></ul>	<p><b>【取組】</b> ※〈 〉は本検討会で役割として考える場合の実施主体</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① リユース品の活用、リサイクルに向け事業者団体等と連携した周知活動（県HP、事業者団体等HP、各種広報媒体など）〈県〉</li><li>② リユース・リサイクルの相談先等について、事業者団体等と連携した情報提供〈県〉</li><li>③ 発電事業者へリユースに関する実態調査を実施〈県〉</li><li>④ 産業廃棄物処理業者にリユース事業への参入を打診〈県〉</li><li>⑤ 国の検討状況を注視する中で、リユース市場の活性化に向けた方策の検討〈県〉 ※以下は、全国統一的な見解が必要なため必要に応じて国に要望<ul style="list-style-type: none"><li>・ 品質に関するガイドラインの作成（不良品の市場からの駆逐）</li><li>・ リユースを容易にするためにパネルの外形的な規格統一化</li><li>・ 有価収集の取り扱いについて全国で一律的な運用</li><li>・ リユース品を使っても環境価値が付与される制度づくり</li><li>・ コストがかからずに品質保証ができるシステム・ルールづくり</li></ul></li><li>⑥ 国の検討状況を注視する中で、リサイクルの推進に向けた方策を検討〈県〉 ※以下は、国において検討中<ul style="list-style-type: none"><li>・ リサイクルに関する仕組みの構築〈国〉</li><li>・ パネルの含有物質の適切な情報提供〈国〉</li><li>・ 分別した素材の利用促進に関する取組〈国〉</li></ul></li></ol>
<p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ リユースの市場動向を見極め、リユース品の積極的な活用に向けた誘導策の実施</li><li>・ リサイクルの推進に向けた取組の実施</li></ul>	